

広島県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

広島県防災会議条例の一部を改正する条例

広島県防災会議条例（昭和三十七年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十五条第八項の規定に基づき、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第二条 法第十五条第五項第五号から第八号までに規定する委員の定数の総数は、六十人以上とする。</p> <p>2 法第十五条第五項第六号から第八号までに規定する委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>2 第三条 防災会議に幹事八十人以内を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 知事の部内の職員のうちから指名される委員 十三人以内</p> <p>二 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 四人以内</p> <p>三 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 十九人以内</p> <p>四 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 三人以内</p> <p>2 前項第二号から第四号までに規定する委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>2 第三条 防災会議に幹事六十二人以内を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>

この条例は、令和四年四月一日から施行する。